

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前確認届									
葛 城 市 長 様									
令和 年 月 日									
フリガナ 申請者 (被保険者氏名)				保 険 者 番 号		292110			
				被 保 険 者 番 号					
生 年 月 日		大正・昭和 年 月 日生		支 給 区 分		償還・受領委任			
住 所		〒 葛城市		電 話 番 号		- -			
住 宅 の 所 有 者				本人との関係()					
事 業 者	住所	〒		電 話 番 号		- -			
	名称			担当者名					
改 修 の 内 容 ・ 箇 所 及 び 規 模		☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ☐ 引き戸等への扉の取替え ☐ 洋式便器等への便器の取替え ☐ その他住宅改修に付帯して必要となる改修(以下に具体的にご記入ください) ()							
改 修 予 定 金 額		円		着工予定日		令和 年 月 日			
確 認 事 項	要介護(要支援)認定 ☐ 要支援() ☐ 要介護() ☐ 申請中(申請日)								
	担当(予定)計画作成者(介護支援専門員等)の有無 ☐ 有 (事業所名) ☐ 無 (氏 名)								
	※ 下記の内容を、申請者へ確認の上、内容にチェックをお願いします。 ☐ 身体の状態に合った必要な改修となっているか、申請者に確認をしてもらっています。 ☐ 複数業者から見積書を取るなどの方法により適正な工事金額であるか検討されています。 ☐ (担当ケアマネジャーがいる場合)申請者は複数業者から見積書を取るよう説明を受けています。								
	現在、入院または入所中である※退院・退所後でないと支給申請はできません。 ☐ はい (入院・入所先) (退院・退所予定日 令和 年 月 日) ☐ いいえ								
	改修実績 ☐ 有(過去 回 残額 円) ☐ 無								
	負担割合 割 給付制限 ☐ 有 ☐ 無								
市記入欄									
審 査 結 果		☐ 着工可 ・ ☐ 着工不可 ・ ☐ 保留(書類不備等)					受 付 印		
不 備 書 類		☐ 見積書及び工事内訳書							
		☐ 住宅改修が必要な理由書							
		☐ 住宅改修予定図面							
		☐ 住宅改修前の写真							
		☐ 住宅所有者の承諾書							
回 答 日		令和 年 月 日		回答者					
再 審 査 結 果		☐ 着工可 ・ ☐ 着工不可 ・ ☐ 保留(書類不備等)							
回 答 日 (再)		令和 年 月 日		回答者					

< 注 意 事 項 >

- ・ 申請を行う際に、改修を予定している工事が介護保険住宅改修に該当する工事かどうか確認を受けて下さい。
- ・ 申請に係る必要書類は、着工前、工事完了後に分けて以下の書類等を提出してください。

着工前 (事前確認)	① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前確認届	表面の事前確認届 住宅改修費の支給額を決定するものではありません。
	② 見積書及び工事内訳書	住宅改修費の支給対象となる費用の見積書と、その内訳が分かるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分した工事内訳書を添付してください。
		◎カタログ等の資料の添付 メーカーの製品を使用する場合は、定価や仕様、寸法がわかるカタログ等を添付し、使用部品がわかるように印をつけてください。
		◎特注品(オーダー品)について カタログ等の資料がない場合は、材料や仕様、寸法を明記した製作図(詳細図)を添付してください。
	③ 住宅改修が必要な理由書	基本的に被保険者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員が記載したもの。
	④ 住宅改修の予定の状態が確認できる写真及び図面等	改修箇所ごとの改修前の写真で撮影日が入ったもの、及び改修後の予定の状態を簡単な図等で示したもの。
工事完了後 (支給申請)	⑤ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払いに関する委任状	保険給付の受領に関する権限を施工業者に委任するもの(受領委任払いの場合)
	⑥ 住宅の所有者の承諾書	住宅の所有者が被保険者以外の場合は、所有者が住宅改修に承諾したことが分かる書類。
	⑦ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	住宅改修費の支給申請
	⑧ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い支給請求書	(受領委任払いの場合)
	⑨ 領収証及び工事内訳書	領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事費用等を含めたものでも差し支えありませんが、支給対象部分が分かるよう記載した工事内訳書を添付して下さい。なお、②において提出した工事内訳書と同一である場合は、添付の必要はありません。
	⑩ 完成後の状態がわかる写真	改修箇所ごとの改修後の写真で、原則として撮影日が分かるもの。

- ・ 事前確認の承認は、住宅改修費の支給額を決定するものではありません。住宅改修の支給は、着工前の事前確認届及び工事完了後の支給申請書等を審査し、決定します。
- ・ 着工前の事前確認届を受け付けていても、完了後の審査で適切でないと判断された場合は、住宅改修費を支給しない場合もありますので、ご了承下さい。
- ・ 事前確認届提出後、工事内容に変更があった場合は、速やかに市に相談してください。